

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

指定番号		
令和 年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地  氏名又は名称 代表者氏名
村山市長 あて		印
地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。		

①申請の日前6ヶ月間の月別の給与の支払を受ける者の人員及び月別の給与の支払金額(臨の欄には、臨時雇用者につき記入)

年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
	人	円		人	円
年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
	人	円		人	円
年 月	臨 人	臨 円	年 月	臨 人	臨 円
	人	円		人	円

②市税の滞納又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときはその理由

③申請の日以前1年以内に納期の特例について、承認取消しの通知を受けたことの有無

事務担当者の役職名・氏名・連絡先電話

役職名	
氏 名	
電話番号	(     )     —     内線

(裏面の説明をよく読んで記入してください。)

## 申請にあたっての説明

### 1 特別徴収の納期の特例

- 1) この特例は、給与の支払を受ける者が常時10人未満である特別徴収義務者が適用を受けることができます。
- 2) 1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の適用を受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- 3) この特例の承認を受けた場合は、6月から翌年5月まで毎月それぞれ翌月10日まで納入する市・県民税特別徴収税額を、6月から11月までの分を12月10日までに、また、12月から5月までの分を6月10日まで納入することができます。
- 4) 納期の特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### 2 申請書の記入の仕方

- 1) 「指定番号」は、市・県民税特別徴収義務者の指定番号を記入してください。
- 2) 「申請者」は、個人の場合は住所および氏名を、法人等の場合は所在地及び名称並びに代表者氏名を記入してください。  
支店又は営業所等が2ヶ所以上の特別徴収義務者の指定を受けている場合は、それぞれの特別徴収義務者ごとに申請してください。
- 3) ①は、申請の日前6ヶ月間の給与の支払人員及び支給金額を、月別に通常の勤務者と臨時雇用者とに区分して記入してください。  
②③は該当する場合に記入してください。

### 3 注意事項

市税の滞納や著しい納入遅延がある場合は、この特例の適用が受けられないことがあります。

また、この承認を受けてから、滞納したり納入が遅れたりすると承認を取り消すことがあります。

### ◎お問い合わせ

山形県村山市役所 税務課

〒995-8666 山形県村山市中央1-3-6

電話0237-55-2111 内線123

市民税・県民税特別徴収税額の納期特例解除届出書

		指定番号	
令和 年 月 日 提出	申 請 者	住所又は所在地	
村山市長 あて		氏名又は名称 代表者氏名	
印			
<p>地方税法施行令第48条の9の5及び村山市市税条例第37条の4の規定により、納期特例取扱いの解除について届け出ます。</p>			

①解除の理由	・給与の支払いを受ける者が10人未満でなくなった その年月日 年 月 日
	・その他( )

事務担当者の係・氏名・連絡先電話

係名	
氏名	
電話番号	( ) — 内線